

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第12回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は17名です。議事録署名人に3番、福西範委員、4番、成田俊英委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日3月26日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が4件ございます。

報告第28号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第28号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が宅地である、[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者である[]より現況証明願があり、2月25日、釧路地区の農業委員5名立会いのもと、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、2月26日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が8ページから10ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者である[]氏の代理人である、司法書士、土地家屋調査士の[]氏より現況証明願があり、3月6日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、3月8日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

の証明願」について報告してください。

事務局

大西事務局長

議案書15ページでございます、報告第31号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告致します。

今回、阿寒地区で1件、音別地区で3件、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書16ページの別表に記載しております、過去に経営移譲により、農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けた、 氏他4名より、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため申請がありましたので、農地基本台帳により引き続き農業経営を行っていることを確認し、それぞれ記載の日付で、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、5件の「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてご報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第61号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書17ページでございます、議案第61号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、借入人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書18ページの表の1番ですが、資料は19ページと20ページでございます。

 氏が所有する、 、の一筆、 ㎡の農用地について、借主であります 氏との間で、平成31年3月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

本件は合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第61号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について採決原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第61号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書21ページでございます、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、鉏路地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書22ページの表の1番と2番ですが、資料が23ページから25ページにございます。

鉏路市が所有する、 、の一筆、 ㎡の農用地及び交換差金 円と、 氏が所有する、 、の一筆、 ㎡の農用地を、交換するものでございます。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、調査委員長の浅野徳昭委員から報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番2番の報告をいたします。

この1番2番の申請は、鉏路市が所有する の農地と 氏が所有する の農地を交換するために農地法第3条の申請が行われたもので、関連しておりますので、一括して報告いたします。

1番の申請の内容は、鉏路市、鉏路市長蝦名大也氏が所有する 、面積 ㎡の農地を交換のため、 氏に譲渡するものです。

2番の申請の内容は 氏が所有する 、面積 ㎡の農地を交換のため、鉏路市に譲渡するものです。

交換対象の土地は面積が異なることから、交換差金 円を鉏路市から 氏に支払うこととしています。

この件について、平成30年11月12日、鉏路地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

それでは、「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書26ページにございます、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、鉏路地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書27ページの表の1番ですが、資料は28ページから35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他17筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は36ページと37ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は2年間で賃貸借を行うものです。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第64号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書38ページでございます、議案第64号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないこととされております。

資料は39ページでございますが、今年度の利用状況調査は釧路、阿寒、音別の3地区で10月10日から10月24日にかけての、延9日間調査を行いました。

調査農地面積は、釧路地区が約2,100ha、阿寒地区が約4,200ha、音別地区が約2,000haで、合計約8,300haでしたが、遊休農地はございませんでした。

以上、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。

それでは、「利用状況調査の結果」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第64号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第64号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」については、原案のとおり決定致します。

今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。

それでは、次に、議案第65号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書40ページでございます、議案第65号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」についてご説明致します。

41ページと42ページをご覧下さい。

農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5項の別段の面積として設定することができることとされておりますが、このことについては、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」について、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

現在、当委員会において別段の面積は定めておらず、農地法第3条第2項第5号の規定されている、北海道における農地の売買等に対する下限面積である2ヘクタールを適用しております。

これまで、別段の面積を定めない主な理由と致しまして、別段の面積を定める基準である農地法施行規則第17条第1項第3号の条件を満たしていること、また、2ヘクタールは、当市における農業経営に必要な農地面積であることとしておりますが、昨年より状況の変化は、特段ないものと考えております。

つきましては、昨年を引き続き、平成31年度も別段の面積の設定はせず、現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わないとの、ご提案をいたしますのでご審議の程よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第65号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり「新たに別段の面積の設定は行わないということ」で決定致します。

次に、議案第66号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

議案書43ページでございます、議案第66号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について説明致します。

都市計画法第77条の2の規定により、市町村は、市町村都市計画審議会を置くことができます。

鉏路市都市計画の組織については、鉏路市都市計画審議会条例第2条に規定されておりますが、現委員の任期が平成31年3月末で終了するため、鉏路市長より鉏路市都市計画審議会委員の推薦依頼がございました。

任期は、2019年4月1日より2021年3月31日の2年間となっております。

次期、鉏路市都市計画審議会委員の推薦についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました「鉏路市都市計画審議会委員の推薦」について、どなたを推薦すべきか、自薦、他薦がございますか。

(質疑等)

議長

野村会長

それでは、福西委員を鉏路市都市計画審議会委員に推薦することを審議いたしますので、福西委員は退室をお願い致します。

(福西委員退室)

議長

野村会長

それでは、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第66号「鉏路市都市計画審議会委員の推薦」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第66号「鉏路市都市計画審議会委員の推薦」においては、福西委員を推薦致します。

福西委員は入室して下さい。

議長

野村会長

(福西委員入室)

福西委員を新たな鉏路市都市計画審議会委員に推薦することで決定致しました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成31年3月26日

議長 野村 照明

署名委員 福西 範

署名委員 成田 俊英